

3. 沖縄修学旅行実施にあたっての 新型コロナウイルス感染症関連の留意事項



※令和4年11月1日時点での情報です。
今後変更の可能性もございます。
予めご了承ください。

1. TACO（旅行者専用相談センター沖縄）の役割

- ・旅行者等からの電話相談に対する、看護師による健康相談が主な役割です。
- ・**発熱外来対応医療機関などの紹介は行っていません。**

2. 沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンターの役割

- ・24時間対応。検査・受診・後遺症その他ご相談。
- ・夜間、休日にお困りの際はご連絡ください。
- ・**発熱外来対応医療機関（リンク）などの紹介を行っております。**
※診療を受ける際は、事前に医療機関へ電話連絡してください。

<参考>

医療の逼迫状況によっては、オンライン診療（リンク）などの方法もご検討ください。

3. 感染が疑われる場合のフローについて

- ・フローチャートが公表（リンク）されておりますのでご覧ください。

4. 濃厚接触者の特定について

- ・沖縄県内では令和4年1月以降、濃厚接触者への連絡を行っていません（同居家族、ハイリスク施設での事例を除く）。
- ・新規陽性者ご自身（引率者）で該当者を判断ください。（リンク）

<参考>

沖縄県事業「修学旅行緊急時支援事業」（リンク）

5. PCR検査機関について

- ・沖縄県内では現時点で夜間対応は行っていません。
- ・沖縄県内PCR検査・抗原検査施設（リンク）【沖縄県民は無料】

6. 医療用抗原検査キット等の持参について

- ・夜間の発熱など急を要する場合、医療機関等への搬送省略に対応できるため、医療用抗原検査キットの沖縄県内販売薬局（リンク）を事前にご確認ください。
※陽性者に係る旅行保険の適用は、医師の診断が前提となることがあります。
- ・持病を抱えている修学旅行生は処方されている薬を把握し、多めに持参ください。

7. 発生届の対象者等（全数届出を令和4年9月26日から見直し）

- ①65歳以上の方、②重症者リスクがあり、かつ、治療薬または酸素投与が必要な方、③入院を要する方、④妊婦の4類型に限定

→修学旅行生は基本的に発生届出対象外

→届出対象者と対象外で医療機関等での検査後のフローが変わります。

（第178回対策本部会議 資料2：34ページ）（リンク）（リンク②）

8. 沖縄県陽性者登録センターについて

- ・陽性となった場合、届出対象外の方につきましては、ご自身（引率者）で登録センターへ電子申請を行います。（リンク）（リンク②）
- ・スマートフォン、身分証、沖縄での滞在先(ホテル等)の住所、郵便番号などが必要となります。
- ・陽性登録後、届出対象外の方につきましては、保健所や健康管理センターからの連絡はありません。
宿泊療養施設入所などの行政サービスを受けたい方は、陽性登録後、メール等にて申し込みください。（リンク）

～宿泊療養施設などの行政サービスを受けたい方～

- ・沖縄本島 中南部、北部 申込メールアドレス：hotel20220127@gmail.com
- ・本島中南部 問い合わせ先：080-6481-4971(9:00～17:00)
- ・本島中南部以外：管轄する保健所へ問い合わせください。（リンク）
- ・複数の修学旅行生を同一の療養施設へ入所を希望される場合はその旨を手配担当にお伝えください。
- ・**沖縄県民のみならず旅行者の方も申請可能です。**（沖縄の滞在先住所等が必要）
※感染症法上の表現を用いているため、沖縄県公表資料では「**対象者が県内に居住している方**」となっております。

9. 新型コロナ陽性時の療養先について

- ・感染者の増加等により、医療機関への入院は高齢者、重症化リスクが高い方などが優先されております。
- ・**修学旅行生など軽症者の療養は、希望すれば原則、専用の宿泊療養施設になります。**（感染状況により変更もあります。）

10. 宿泊療養施設の稼働状況について

- ・最新の沖縄県コロナ対策本部の公表資料（リンク）からご確認ください。

11. コロナ関連の体調不良時の待機場所について

- ・次のようなケースに体調不良者が発生した場合の待機場所について事前に取り決めることもご検討ください。

<例：宿泊施設間を移動中、民泊利用中、旅程最終日>

12. 陽性者の搬送について

- ・自分たちで搬送が出来ない場合には、新型コロナウイルス感染症対策本部（一部離島については保健所）による搬送が可能な場合があります。

稼働状況（リンク）

13. 航空機への搭乗について

- ・業種別ガイドラインによると体温測定の結果、37.5度以上の発熱があり、咳や倦怠感等の症状がみられるなど感染症が疑われる場合は搭乗のとりやめを要請されます。詳細は航空会社にお問い合わせください。（業種別ガイドライン：9ページ）（リンク）